

大淀町マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大淀町マスコットキャラクター「よどりちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を各種イベント等で使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用の申し込み)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、大淀町マスコットキャラクターの着ぐるみを管理する者(以下「管理者」という。)に使用日の14日前までによどりちゃん着ぐるみ貸出申込書を提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは使用日の6ヶ月前から、先着順に受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、前条の規定による申し込みがあった場合において、申請者に対し使用承諾(又は不承諾)の連絡を行なうものとする。

(使用の承認)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 集客数が概ね30人を超える行事であり、かつ着ぐるみの使用により大淀町もしくはマスコットキャラクターの普及ができる場合
- (2) 報道機関等を通じてマスコットキャラクターを普及できると判断できる場合

2 ただし、次にあてはまる場合は、使用を承諾しない、または承諾を取り消すことができる。

- (1) 大淀町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) その他、町長または管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、最大6日間とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理者が別途定める「着ぐるみよどりちゃん取扱説明書」を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみが第三者に譲渡、転貸しないこと。

- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 貸出期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (7) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用の承諾の取消し)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要綱に違反したときは、直ちにその使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行なわない。この場合、使用者に損害が生じても、町長ならびに管理者は一切の責任を負わない。

(原状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

- 2 補修が困難な状態まで損傷している場合は、町長は使用者に対し実費弁償を請求することができる。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、大淀町ならびに管理者は一切の責任を負わない。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

- 2 この要綱に係る事務は、総務部総務課が所管する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。